

一般競争入札の公告

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第4条の規定により、産業廃棄物処理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、日本海総合病院酒田医療センターは、平成30年4月1日付けで日本海酒田リハビリテーション病院に名称を変更する。

平成30年3月12日

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
理事長 栗谷 義樹

1. 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形県酒田市千石町二丁目2番30号
日本海総合病院酒田医療センター 講義室
- (2) 日時 平成30年3月23日(金) 午後1時50分

2. 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び予定数量

ア 収集運搬業務

- (ア) 感染性廃棄物[20ℓ容器(鋭利物)]年間予定数量150kg
- (イ) 感染性廃棄物[40ℓ容器(鋭利物)]年間予定数量100kg
- (ウ) 感染性廃棄物[50ℓ容器(非鋭利物)]年間予定数量30,000kg
- (エ) 廃プラスチック類 年間予定数量30m³
- (オ) ガラス類年間予定数量2m³
- (カ) 粗大ごみ(木屑)年間予定数量500kg
- (キ) 粗大ごみ(鉄屑)年間予定数量500kg
- (ク) 粗大ごみ(廃プラスチック類)年間予定数量1,000kg

イ 処分業務

- (ア) 感染性廃棄物[20ℓ容器(鋭利物)]年間予定数量150kg
- (イ) 感染性廃棄物[40ℓ容器(鋭利物)]年間予定数量100kg
- (ウ) 感染性廃棄物[50ℓ容器(非鋭利物)]年間予定数量30,000kg
- (エ) 廃プラスチック類 年間予定数量30m³
- (オ) ガラス類年間予定数量2m³
- (カ) 粗大ごみ(木屑)年間予定数量500kg
- (キ) 粗大ごみ(鉄屑)年間予定数量500kg
- (ク) 粗大ごみ(廃プラスチック類)年間予定数量1,000kg

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(4) 入札方法 (1) ア(ア)から(ク)及びイ(ア)から(ク)ごとの1単位(kg, m³)当たりの単価に予定数量を乗じた総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3. 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加者名簿又は酒田市契約規則(平成17年11月1日規則第58号)第27条第3項の指名競争入札登録簿に記載されていること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱又は酒田市建設工事請負業者指名停止要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 2の(1)アの役務に係る営業に関し、庄内地区に所在(本店、支店、営業所)を有すること。
- (5) 2の(1)アの役務に係る営業に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。)第14条第1項及び第14条の4第1項の規程による許可を受けているとともに、2の(1)イの役務に係る営業に関し、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6項の規程による許可を受けていること又は当該許可を受けている者(以下「処

分業の許可を受けているもの」という。)にこの契約による産業廃棄物を搬入する場合にあっては、当該者がその役務の履行に係る営業に関し、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6項の規程による許可を受けていることを証明出来ること。

(6) この公告による入札において、他の入札参加者に係る2の(1)イの役務の履行する者となっていないこと。

(7) 次のいずれかにも該当しないこと。

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形県酒田市千石町二丁目3番20号 日本海総合病院酒田医療センター

総務医事課管理係 電話番号 0234(23)1111(代)

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構契約事務取扱規程第29条のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他入札説明書6

(5)入札の無効各号に該当する入札は、無効とする。

7. その他

(1) この公告による入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加資格確認申請書2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書(以下「応札役務仕様書」)を平成30年3月19日(月)正午までに4の契約に関する事務を担当する部局等に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査結果の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。なお、廃掃法第14条第6項及び第14条の4第6項の規程による許可を受けていない者が落札者となった場合は、2の(1)ア及びイの役務を履行する者ごとに契約を締結するものとする。

(4) 当該契約書には、談合等に係る契約解除、賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託禁止に関する定め並びにこの契約に関する次年度以降の予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(7) 詳細については入札説明書による。